

# 区域計画に記載する特定事業等の概要

---

# 外国医師診療所

(臨床修練診療所確保事業 平成27年 7月15日 特区法第24条の2)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

外国医師等が臨床修練を行うことができる診療所は、臨床修練指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所に限定



### 特例措置

適切な指導医が確保されており、かつ、国際交流に主体的に取り組む診療所であれば、診療所が単独で臨床修練を行うことができる



### 効果

外国医師等の受入れ促進により、医療分野の国際交流の進展に寄与

## 規制改革の概要

### 通常

厚生労働大臣の指定した  
臨床修練指定病院



緊密な連携体制が確保  
された診療所に限定

### 連携



外国医師



### 特例措置

## 診療所単独での臨床修練が可能

✓ 適切な指導医の確保



指導医

✓ 国際交流に主体的に  
取り組む診療所



外国医師

**(厚生労働省関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る  
省令の特例に関する措置を定める命令 第2条)**

## 特例措置前

## 【規制の根拠】

医薬品医療機器等法施行規則 第11条の11



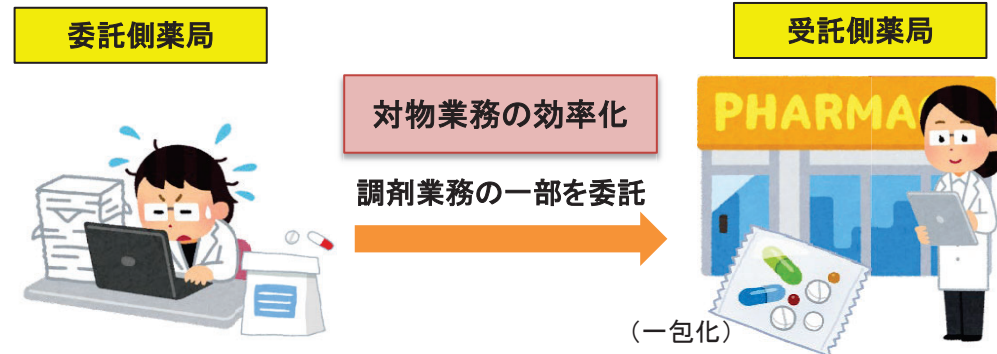
## 特例措置



## 效果

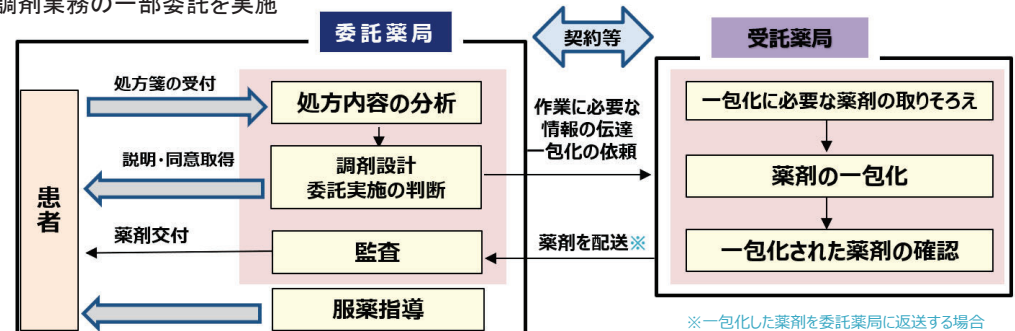
薬局薬剤師の対物業務を効率化し、対人業務の更なる充実が可能になる。

## 規制改革の概要



## 【国家戦略特別区域調剤業務一部委託事業の概要】

薬局開設者は、共同命令及び実施要領(医薬局長通知)に基づき、都道府県知事等の確認を受けた上で調剤業務の一部委託を実施



## 対人業務を充実

服薬後のフォロー、  
医師へのフィードバック等



# 官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例、人材流動化支援施設の設置)

(国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

### 特例措置

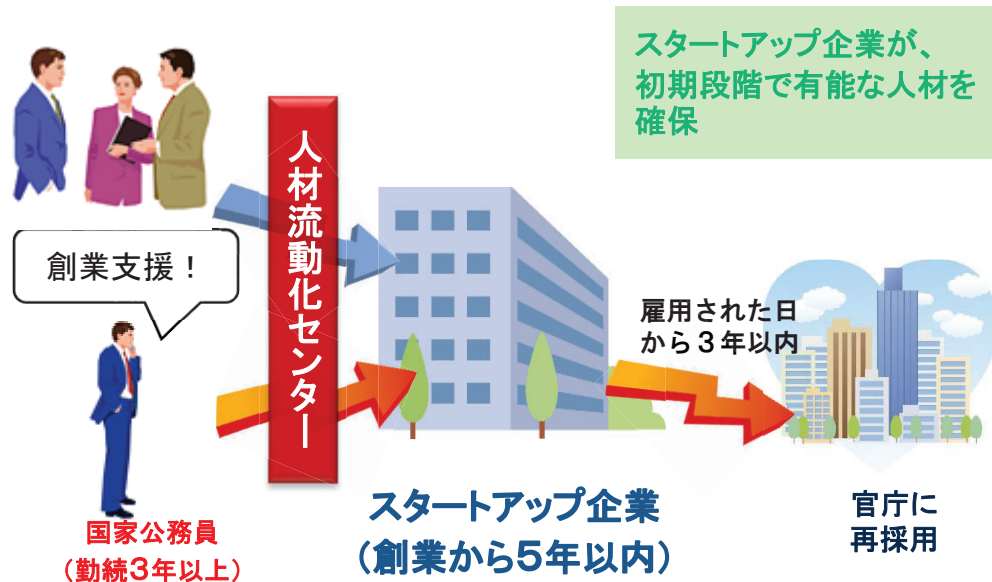
- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

### 効果

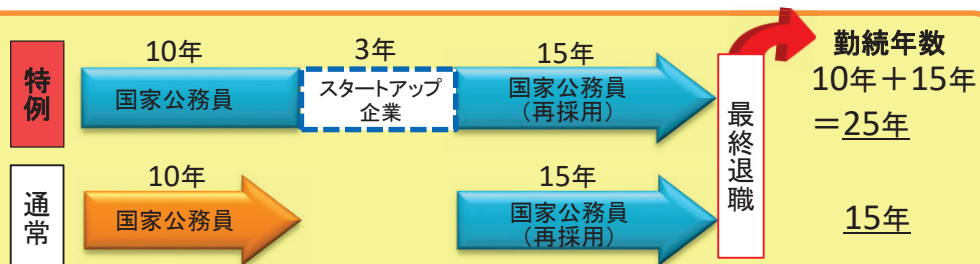
創業者の人材確保を支援

## 規制改革の概要

### 創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



### 【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】



# 外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

(令和5年1月31日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(平成13年3月29日)の改正等)

## 規制改革の内容

### 特例措置前

外国語での保育が必要な認可外保育施設において、保育従事者の概ね3分の1以上を日本の保育士等の資格を有する者とする※が必要であり、人材確保が困難

※認可外保育施設指導監督基準における保育従事者の要件

### 特例措置

国家戦略特区内の、利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設については、有資格者の割合が3分の1未満であっても指導監督基準上の保育従事者の要件に適合したものとみなす※

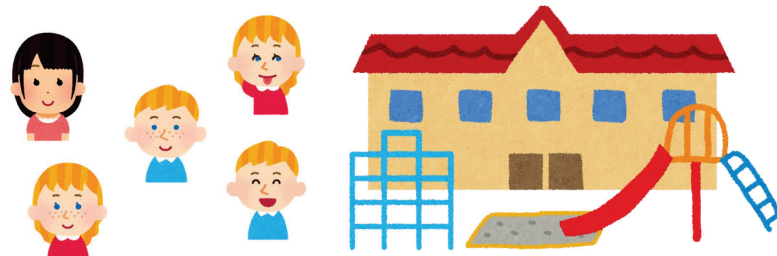
※一定の要件を満たす必要あり 令和5年4月1日から適用

### 効果

保育従事者と乳幼児の間で、外国語によるコミュニケーションをとりながら保育することができる

## 規制改革のイメージ

<利用する乳幼児の多くが外国人である認可外保育施設>



保育従事者



日本の保育士資格保有者



外国の保育士資格保有者

特例がない  
場合

保育従事者の要件に不適合

特区で特例を  
活用した場合

保育従事者の要件に  
適合とみなす

※一定の要件(日本の保育士1名以上かつ外国の保育士資格を有する者などの配置)を満たす場合



# 《海外大学卒業外国人留学生の就活支援に係る更なる規制改革》

(「国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動促進事業実施要綱」

令和6年3月1日 内閣府・出入国在留管理庁決定)

## 規制改革の内容

### 現行

日本語学校在籍の留学生が卒業後に就職活動を継続する場合、「在籍校が3年連続在籍管理が適切に行われていること※」という要件があり、優良学生であっても卒業後の就職活動のための在留が認められない。

※週28時間超の資格外活動などにより在留期間更新許可申請が不許可となった者などの問題在籍率(前年の在籍者数に占める問題在籍者の割合)が5%以下等であること。

### 特例措置

日本語学校が推薦する優良学生については、在籍校が直近1年間において在籍管理が適切に行われている場合、一定の要件の下、就職活動継続のための在留資格への変更を可能とする。

### 効果

海外の専門性、日本で日本語力を身につけた優秀な留学生の就職促進、人手不足の解消、地域の国際競争力強化！

## 規制改革の概要



海外の  
大学又は大学院

日本留学



日本の日本語教育機関

直近3年連続  
在籍管理が適切

直近3年のうち1年以上  
在籍管理が適切ではない

優良学生については、  
就職活動継続のための  
在留資格(特定活動)  
が付与される

優良学生であっても、  
卒業後の就職活動継続の  
ための在留が認められない

就職活動延長(最大1年)

### 措置の内容

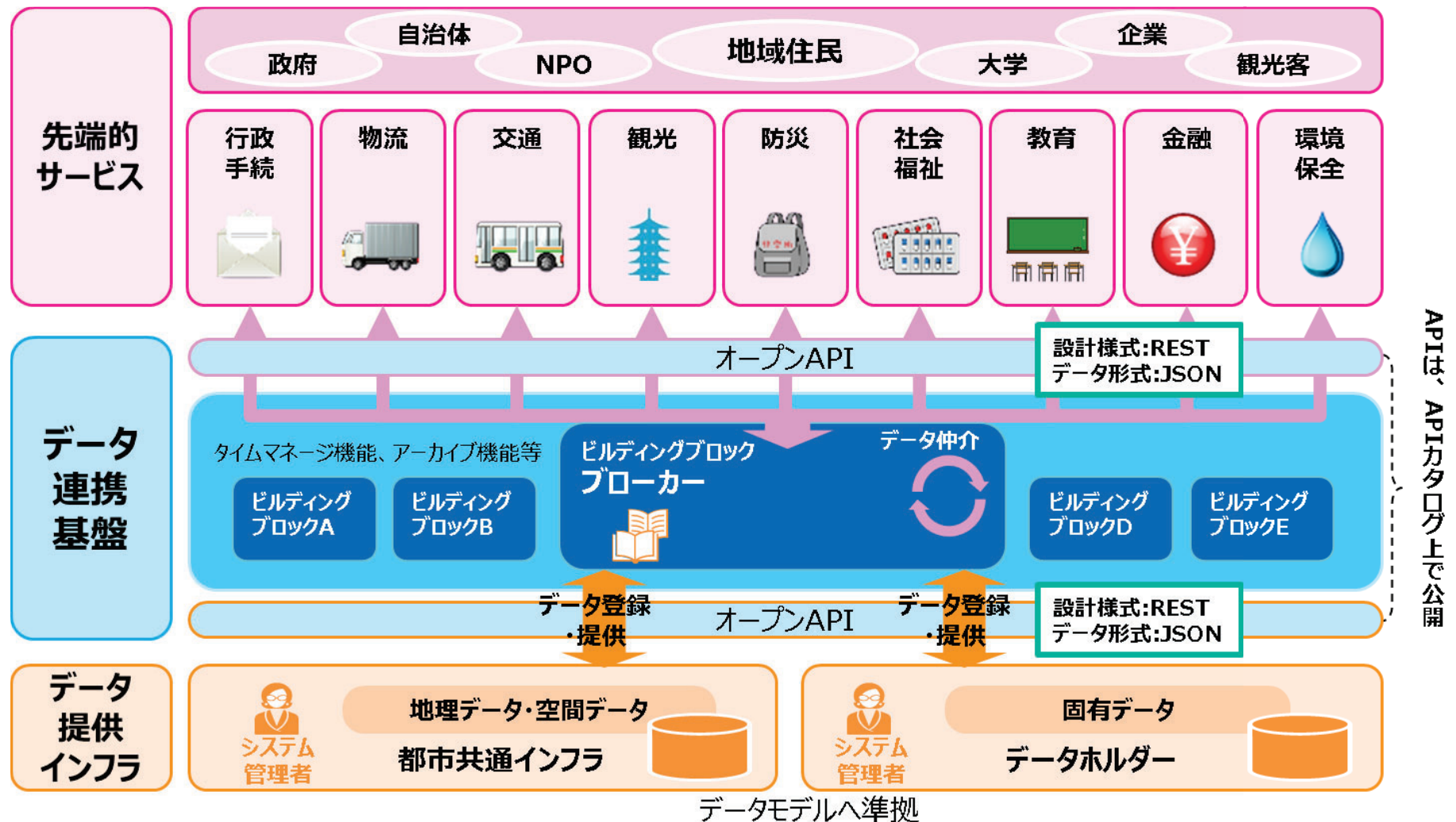
特区自治体及び日本語学校の支援の下、直近1年間において在籍管理が適切に行われている日本語学校に在籍する優良学生に就職活動継続を認める



優秀な外国人材の日本企業就職の促進へ！

# 国家戦略特別区域データ連携基盤整備事業について

国家戦略特別区域データ連携基盤事業は、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体の情報システムと区域データを保有する主体の情報システムとの相互の連携を確保するための基盤を整備し、区域データを、収集及び整理をし、先端的区域データ活用事業活動を実施する主体に提供するもの。



(※) API(Application Program Interface) : あるサービスやアプリケーションにおいて、その機能や管理するデータなどをほかのサービスやアプリケーションから呼び出して利用するための接続仕様